

東近江市議会議員及び東近江市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市議会議員及び東近江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市議会議員及び東近江市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例

東近江市議会議員及び東近江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年東近江市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「57万3,030円」を「58万6,905円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の東近江市議会議員及び東近江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定については、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。